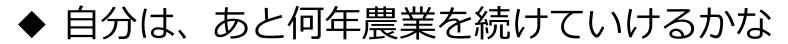
## 農業者のみなさんへ

人・農地プランの ご紹介

# 将来の人と農地について! 話し合いませんか?



- ◆ この先、耕作をやめてしまう仲間が増えていきそうだな
- ◆ いざという時、だれか農地を引き受けてくれる人はいるのかな

### だから今

5年先、10年先の地域の農地を **だれが、どうやって守っていくのか、** 話し合っていきましょう。



詳細はコチラから

人・農地プラン OO市(町村)

検索

地域の話合いを活性化するため、市町村、農業委員会、JA、 土地改良区、農地バンクなどが一体となって、

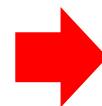
「人・農地プランの実質化」を推進しています。

#### 【人・農地プランの実質化とは?】

- ○農業者の**年齢**と**後継者の有無**等を**アンケートで確認**。 (対象地区内の耕地面積の少なくとも過半をカバー)
- ○これを地図化し、5~10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」。
- ○これを基に、農業者、市町村、JA、農業委員会、 土地改良区等の関係者が徹底した話合いを行い、 **5~10年後の農地利用を担う経営体の在り方を** 決めていく。(将来の農地利用を担う経営体になる人がいない場合には、新規就 農者や入作を希望する認定農業者などの地区外からの受入れを促進する方針を定めます。)



農業者の皆さんの話合いが盛り上がるように、市町村、農業委員会、農地バンク(=農地中間管理機構)、地域によってはJAや土地改良区も参加・協力しながら、地図やデータの提供、アドバイスや各種補助事業の説明を行うなど、連携してサポートします。



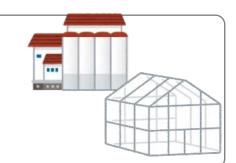
みなさんの地区でも、話合いを行いたいとお考えの際には、〇〇市(町村)〇〇課にお尋ねください(〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇〇)。また、お近くの農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにもご相談ください。

実質化された人・農地プランの地区やその地区で将来の農地 利用を担う経営体となった方には、いろいろな支援措置があります。

- ①新たな人・農地プランに活発に取り組んでいる地区を対象とする支援措置
- ②新たな人・農地プランにおいて将来の農地利用を担う経営体を対象とする支援措置

#### ①地区を対象とする支援

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・機構集積協力金のうち農地整備・集約協力金(農地耕作条件改善事業の実施地区)



#### ②地区の将来の農地利用を担う経営体を対象とする支援

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ
- ·農業次世代人材投資事業(経営開始型)
- ・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、担い手経営発展支援金融対策事業 (スーパーL資金金利負担軽減措置)

